

尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び水資源の有効利用等に資することを目的とした雨水貯留タンクを本市公共下水道計画域内（以下「本市計画区域」という。）内に設置する市民等に対し、尼崎市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「雨水貯留タンク」とは、雨水の流出抑制及び有効利用を目的として設置する、80リットル以上の貯留容量を有する設備（本体及び付属品を含む。）であり、製品として購入可能なものをいう。

(助成対象)

第3条 次の各号に掲げる事項を全て満たすものを助成対象とする。

- (1) 設置場所が本市計画域内の戸建住宅、集合住宅、事業所であること。
- (2) 尼崎市民又は本市計画域内に事業所を持つ事業者であること。ただし、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人又は宗教上の組織若しくは団体の申請は除く。
- (3) 設置場所の所有者又は設置について所有者の同意を得た占有者の申請であること。
- (4) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年以上雨水貯留タンクを存続させることができる者
- (5) 過去に助成金の交付を受けていない者
- (6) 雨水貯留タンクを設置する建築物に、過去に助成金の交付を受けた雨水貯留タンクが設置されていないこと。ただし、集合住宅については、この限りでない。

(7) 雨水貯留タンクが、販売を目的とした土地又は建築物に設置するものでないこと。

(8) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は、同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(9) 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び下水道使用料を滞納していない者であること。

2 助成の対象となる雨水貯留タンクの基数は、1申請者につき1基に限ることとする。

（助成金額）

第4条 助成金額は、雨水貯留タンク1基の購入価格（消費税及び地方消費税を含み、市内業者に当該雨水貯留タンクの設置工事を依頼した場合にあっては、その設置に要する費用を含む。）に次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た金額とする。ただし、限度額は30,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 市内業者から購入したとき 2分の1

(2) 前号以外るとき 3分の1

（交付申請）

第5条 雨水貯留タンクの購入に対して助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各年度の1月末日までに、雨水貯留タンク設置助成金交付申請書（第1号様式）を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 見積書等（雨水貯留タンクの容量が記載されていること）

(3) 設置前の写真

(4) その他管理者が必要と認める書類

3 申請書の提出は、雨水貯留タンクを購入する前に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 管理者は、前条に規定する交付の申請があったときは、申請内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、交付を行うときは、雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、交付は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

2 管理者は、交付を行わないときは、理由を付して雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）しようとするときは、雨水貯留タンク設置変更申請書（第5号様式）により、雨水貯留タンクの設置を中止するときは、雨水貯留タンク設置中止申請書（第7号様式）により速やかに管理者の承認を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、申請内容の変更に対しては、雨水貯留タンク設置変更承認通知書（第6号様式）により、雨水貯留タンク設置の中止に対しては、雨水貯留タンク設置中止承認通知書（第8号様式）により助成対象者に通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更は、次の事項のとおりとする。

(1) 雨水貯留タンクの製品名

(2) 雨水貯留タンクの容量（ただし、容量は80リットルを下回らないこと）

(3) 雨水貯留タンクの購入価格

(4) 雨水貯留タンクの設置完了時期

(5) 雨水貯留タンクの設置助成金交付申請書（第1号様式）に記載のある設置場所から同一敷地内への設置位置の変更

（完了報告）

第8条 助成対象者は、雨水貯留タンクを設置したときは、雨水貯留タンク設置完了報告書（第9号様式）を、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 前項の報告書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 雨水貯留タンク購入の際の領収書（原本）

(2) 設置後の写真

3 第1項の報告書は、交付決定通知書を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（完了検査）

第9条 管理者は、前条の報告を受けたときは、報告内容を審査し、必要があると認めるときは、助成対象者の承諾を得た上で職員をして設置場所に立入り、雨水貯留タンクを検査させることができる。

（交付確定）

第10条 管理者は、前条の審査又は完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに交付する金額を確定し、雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 助成対象者は、前条の通知書を受けたときは、速やかに雨水貯留タンク設置助成金請求書（第11号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 管理者は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、第

6条の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の記載その他の不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 暴力団等の利益になる行為をしたと管理者が認めるとき。
- (3) その他助成金の交付が不相当であると管理者が認めるとき。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したとき、管理者は、雨水貯留タンク設置助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 管理者は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（立入調査）

第14条 管理者は、当該事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要があると認めるときは、助成対象者の承諾を得た上職員をして設置場所に立入り、雨水貯留タンクの設置状況を調査させることができる。

（助成金の交付を受けた者の遵守事項）

第15条 助成金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨水貯留タンクの定期的な清掃及び点検をするなど、適正に維持管理すること。
- (2) 助成に係る雨水貯留タンクを、助成金の目的及び申請内容に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。（ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。）
- (3) 管理者が行う雨水貯留タンクの設置状況の確認について協力すること。

(4) 本助成金の使途については、暴力団等への利益にならないようにすること。

(実施の細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。